

鹿 児 島 県 公 報

平成26年12月24日（水）第3071号の6



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（※）（教職員課取扱い） 1

教 育 委 員 会 訓 令

- 鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する訓令（※）（総務福利課取扱い） 4

教育委員会規則

鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第12号

鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

（鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則の一部改正）

- 第1条 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（昭和32年鹿児島県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

62	61		
62	62		
62	62		
62	62		
63	62		
63	62		
63	63		
63	63		
64	63	58	57
64	63	58	58
		58	58

別表第6アの表中

64	63		
64	64	58	58
65	64	59	58
65	64	59	58
65	64	59	59
65	64	59	59
65	64	60	59
65	65	60	59
65	65	60	59
65	65	60	60
66	65	60	60
66	65	61	60
66	65	61	60
66	66	61	60
66	66	61	60
66	66	62	61
66	66	62	61
67	66	63	61
67	66		
67	67		
67	67		
67	67		
67	67		
67	67		
67	67		
68	67		

を に,

を に改める。

別表第6イの表中

46	45	75	75
47	46	75	75
48	46	75	75
49	47	76	75
49	47	76	75
50	47	76	76
50	48	76	76
50	48	77	76
51	49	77	76
51	50	77	76
51	50	77	77
52	51	77	77
		78	77
		78	77
		79	77

を に、 を に改める。

（教育職員の給料の調整額に関する規則の一部改正）

第2条 教育職員の給料の調整額に関する規則（昭和32年鹿児島県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1調整数の欄中「1.25」を「1」に、「2」を「1.5」に改める。

別表第2アの表1級の項中「8,900円」を「9,000円」に、「6,696円」を「6,790円」に、「6,763円」を「6,858円」に、「6,831円」を「6,925円」に、「6,898円」を「6,993円」に、「6,970円」を「7,069円」に、「7,056円」を「7,155円」に、「7,137円」を「7,236円」に、「7,218円」を「7,317円」に、「7,299円」を「7,398円」に、「7,393円」を「7,492円」に、「7,483円」を「7,582円」に、「7,573円」を「7,672円」に、「7,663円」を「7,762円」に、「7,762円」を「7,861円」に、「7,861円」を「7,960円」に、「7,960円」を「8,059円」に、「8,064円」を「8,163円」に、「8,181円」を「8,280円」に、「8,293円」を「8,392円」に、「8,406円」を「8,505円」に、「8,518円」を「8,617円」に、「8,595円」を「8,694円」に、「8,671円」を「8,770円」に、「8,748円」を「8,847円」に、「8,815円」を「8,914円」に、「8,892円」を「8,991円」に改め、同表2級の項中「8,676円」を「8,779円」に、「8,752円」を「8,856円」に、「8,829円」を「8,928円」に、「8,905円」を「9,004円」に、「8,986円」を「9,085円」に、「9,063円」を「9,162円」に、「9,139円」を「9,238円」に、「9,216円」を「9,310円」に、「9,297円」を「9,391円」に、「9,382円」を「9,477円」に、「9,468円」を「9,562円」に、「9,553円」を「9,648円」に、「9,630円」を「9,724円」に、「9,720円」を「9,814円」に、「9,810円」を「9,904円」に、「9,900円」を「9,994円」に、「9,985円」を「10,080円」に、「10,107円」を「10,201円」に、「10,228円」を「10,323円」に、「10,350円」を「10,444円」に、「10,476円」を「10,570円」に、「10,606円」を

「10,701円」に、「10,737円」を「10,831円」に、「10,867円」を「10,957円」に、「10,993円」を「11,079円」に改め、同表3級の項中「12,100円」を「12,200円」に改める。

別表第2イの表1級の項中「6,696円」を「6,790円」に、「6,763円」を「6,858円」に、「6,831円」を「6,925円」に、「6,898円」を「6,993円」に、「6,970円」を「7,069円」に、「7,056円」を「7,155円」に、「7,137円」を「7,236円」に、「7,218円」を「7,317円」に、「7,299円」を「7,398円」に、「7,393円」を「7,492円」に、「7,483円」を「7,582円」に、「7,573円」を「7,672円」に、「7,663円」を「7,762円」に、「7,762円」を「7,861円」に、「7,861円」を「7,960円」に、「7,960円」を「8,059円」に、「8,064円」を「8,163円」に、「8,181円」を「8,280円」に、「8,293円」を「8,392円」に改め、同表2級の項中「10,900円」を「11,000円」に、「7,398円」を「7,501円」に、「7,492円」を「7,596円」に、「7,587円」を「7,690円」に、「7,686円」を「7,789円」に、「7,776円」を「7,879円」に、「7,875円」を「7,978円」に、「7,974円」を「8,077円」に、「8,073円」を「8,176円」に、「8,176円」を「8,280円」に、「8,302円」を「8,406円」に、「8,424円」を「8,527円」に、「8,545円」を「8,649円」に、「8,676円」を「8,779円」に、「8,752円」を「8,856円」に、「8,829円」を「8,928円」に、「8,905円」を「9,004円」に、「8,986円」を「9,085円」に、「9,063円」を「9,162円」に、「9,139円」を「9,238円」に、「9,216円」を「9,310円」に、「9,297円」を「9,391円」に、「9,382円」を「9,477円」に、「9,468円」を「9,562円」に、「9,553円」を「9,648円」に、「9,630円」を「9,724円」に、「9,720円」を「9,814円」に、「9,810円」を「9,904円」に、「9,900円」を「9,994円」に、「9,985円」を「10,080円」に、「10,107円」を「10,201円」に、「10,228円」を「10,323円」に、「10,350円」を「10,444円」に、「10,476円」を「10,570円」に、「10,606円」を「10,701円」に、「10,737円」を「10,831円」に、「10,867円」を「10,957円」に改め、同表3級の項中「11,700円」を「11,800円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条中教育職員の給料の調整額に関する規則別表第1の改正規定は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（以下「改正後の初任給等規則」という。）の規定及び第2条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の教育職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。
（平成26年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 3 平成26年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（以下「改正前の初任給等規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規則の規定にかかわらず、改正前の初任給等規則の規定による号給とするものとする。
（施行日から平成27年3月31日までの間における異動者の号給）
- 4 施行日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

教育委員会訓令

鹿児島県教育委員会訓令第3号

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年12月24日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程（昭和36年鹿児島県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第1項中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「期間の延長をしよう」を「期間を延長しよう」に改める。

第15条の5の次に次の見出し及び3条を加える。

（配偶者同行休業の承認等）

第15条の6 職員は、鹿児島県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年鹿児島県条例第61号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第5条又は第6条第1項の規定により、配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）の承認又はその期間の延長を申請しようとするときは、配偶者同行休業承認申請書を配偶者同行休業を始めようとする日又は配偶者同行休業の期間を延長しようとする日の1月前までに教育長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、教育長がその事由を確認する必要があると認めて指示したときは、当該職員は、証明書類を提出しなければならない。

第15条の7 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（配偶者同行休業条例第7条第3号に該当したことにより配偶者同行休業の承認が取り消されたときを除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

第15条の8 配偶者同行休業を承認する場合、配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合及び配偶者同行休業をしている職員を職務に復帰させる場合は、別に定めるところにより、辞令を交付するものとする。

第21条中「自己啓発等休業」の次に「、配偶者同行休業」を加え、「立会いのもと」を「立会いの下」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。